

鈴木義男氏の著書『新憲法讀本』は、新憲法の内容、特にその真の意図と目的を国民に解説するために書かれました。鈴木氏自身が衆議院議員および憲法改正案特別委員会の委員として、この憲法制定の審議に深く関わった経験に基づいています。彼は、この本を通じて、政府の公式見解とは異なる自身の解釈を提示し、新憲法が掲げる民主主義の徹底、平和主義、国際協調主義、そして広範な基本的人権の保障といった特徴を強調しています。

以下では「この本の概要」「鈴木と政府見解との相違」「彼(または社会党)の憲法制定への貢献」についてまとめます。

(原資料をデジタル化した資料は[コチラから貸出できます](#))

1. 「新憲法讀本」の概要

「新憲法讀本」は、元司法大臣である鈴木義男が、新しい日本国憲法の理念と条文を国民向けに解説したものです。彼は自身の審議経験から、新憲法の主権が国民にあることの宣言、戦争の放棄、基本的人権の徹底した尊重、特に男女の完全な平等、そして国会の中心性といった画期的な特徴を解き明かしています。この本は、単なる条文の解説に留まらず、過去の軍国主義や官僚主義の弊害を批判し、国民が主権者として国の政治に積極的に関与し、文化的な生活を築き上げるべきだという強いメッセージを込めています。特に、人権保障の重要性を強調し、それは「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であり、「侵すことのできない永久の権利」であると述べています。

2. 鈴木と政府見解との相違

鈴木義男は「はしがき」で、自身の解釈には「政府の解釈と若干所見を異にするものがある」と明言しており、以下の点で具体的な相違や政府への批判が示されています。

- **労働権(第 27 条)の解釈:**鈴木氏は、政府が労働権を「労働したいという時に、これを妨害されない権利」と説明していることに対し、これは「間違」であり、「自然的な自由の一種」に過ぎないと強く批判しています。彼自身の解釈では、国家は国民に「職を与えるように努力する義務」があり、それができない場合には「その生存を保障する義務」がある(失業手当)と主張しています。これは、労働権に対する政府の消極的な解釈と、鈴木氏の求める積極的な国家の役割との間に明確な齟齬があることを示しています。

- ・ 「国体」の定義と変化:国会での「国体は変化したか」という議論において、政府の答弁が「終始曖昧」であったと指摘しています。鈴木氏は、もし国体が主権の所在を意味するならば、新憲法によって主権が天皇から国民へ移った以上、「明に變つた」と断言し、天皇を神とする過去の思想や国体の神聖視を批判しています。
- ・ 社会党の提案が不採用になった点:
 - 「搾取」の文言:前文に「搾取」という言葉を入れることを社会党が提案しましたが、「不幸にして容れられなかつた」と述べています。これは、社会党のより徹底した社会改革の視点が政府の草案には反映されなかつたことを意味します。
 - 高等教育の国費負担:教育を受ける権利(第 26 条)に関して、社会党は「才能あって資力なき青年男女の高等教育は国費をもつてする」という条項の追加を提案しましたが、「否決せられた」と記されています。これもまた、政府が国民の教育機会の完全な平等化に慎重であったことの表れです。
 - 財産権の補償における例外:財産権(第 29 条)の公用収用における「正当な補償」について、社会党は大規模な社会化を行う場合に時価相当の補償が困難な場合の例外を設ける修正案を出しましたが、「少數で容れられなかつた」とあります。これは、財産権の社会性に関する見解の相違を示唆しています。

3. 彼(または社会党)の憲法制定への貢献

鈴木義男および彼が所属する社会党は、新憲法の制定過程において、特に社会権の保障と教育の拡大に関して重要な貢献をしたと、本書の中で明記されています。

- ・ 生存権(第 25 条)の插入:第 25 条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定について、鈴木は「これは大体、わが社会党の提案によって、插入された修文であって、画期的な意義を有するものである」と明確に述べています。
- ・ 義務教育の「普通教育」への拡大(第 26 条):当初の憲法案では小学校教育のみが義務教育とされていましたが、「社会党の提唱を容れて「普通教育」としたのである。これで中等教育まで義務教育となつたわけである」と記されており、社会党の働きかけで義務教育の範囲が中学校まで拡大されたことが分かります。
- ・ 労働権(第 27 条)の積極的解釈の提唱:政府の消極的な解釈を批判し、国家が職を提供するか、または失業手当で生存を保障する義務があるという、より

積極的な労働権の概念を主張したことは、社会党の進歩的な政策思想を反映した貢献と言えます。

- **財産権の社会性の重視(第 29 条)**: 社会党の修正案は不採用となりましたが、最終的に「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」という条項が盛り込まれたことについて、鈴木氏は「将来立法をもってわれわれの主張を実現する可能性はある」と評価しており、彼らの主張が憲法の方向性に影響を与えたことを示唆しています。
- **憲法審議への直接的な関与**: 鈴木自身が衆議院議員、憲法改正案特別委員、小委員として「終始審議に従事した」ことは、彼が憲法内容の形成に深く関わったことを示しており、彼の解説の権威の源となっています。

このように、鈴木義男と社会党は、新憲法が単なる敗戦後の受け入れ文書に留まらず、より進歩的で国民の生活に深く根ざした権利を保障する内容となるよう、積極的に議論に貢献していたことが本書から読み取れます。彼らは、国民の権利保障を徹底し、国家の役割を拡大するという社会党の基本理念を憲法に反映させるために尽力しました。